

「(仮称) 第 5 次総合計画」策定方針

1. 計画策定の背景

本市では、平成 17 年度に策定した『大牟田市総合計画 2006～2015』に掲げる、「いこい、やすらぐ安心都市」「活力と創意にあふれる産業都市」「市民と歩む自立都市」の三つの都市像の実現に向け、総合計画に基づく各種施策及び事業を推進しているところです。

この間、我が国を取り巻く社会経済情勢は、グローバル化の進展、世界的な金融不安、人口減少・少子高齢化の到来、地方分権の進展、大気汚染や地球温暖化等の環境問題、ICT（情報通信技術）の発展、更には、未曾有の大震災の発生など、大きく変化して来ました。

本市においても、経済状況の悪化による税収の減や雇用情勢の低迷、更には、人口減少と少子高齢化の進展に伴い過疎地域となるなど、状況は大きく変化してきました。

一方で、今後のまちづくりの基盤として整備を進めてきた九州新幹線、有明海沿岸道路、三池港の三大プロジェクトにより、本市の潜在力は飛躍的に高まりました。また、宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港を含む「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」については、平成 27 年度の世界文化遺産登録に向けた取組みを進めており、平成 26 年 1 月、平成 25 年度の世界文化遺産政府推薦案件として、ユネスコ世界遺産センターに推薦書が提出されたところです。

このほか、市民との協働のまちづくりを進めるため、校区まちづくり協議会の設立を進めるとともに、災害時要援護者支援制度など市民の安心安全や防災・減災に向けた取組み、中学校給食の実施に向けた取組み、地域包括支援センターの増設や乳幼児医療費補助の拡大、帝京大学福岡医療技術学部の新学科開設など、ハードとソフトの両面で、将来を見据えたまちづくりの基礎が築かれつつある状況にあります。

また、本市の財政状況は、平成 20 年度に策定した「大牟田市財政健全化計画」に基づく、歳入・歳出両面からの取組みと地方交付税の臨時的な大幅増による追い風もあり、平成 22 年度決算では、10 年ぶりに実質収支の黒字化が図られました。平成 23、24 年度も黒字決算となりましたが、財政構造の抜本的改善には至っていない状況です。このため、今後も「大牟田市財政構造強化指針」を遵守しながら、財政基盤の強化を図り、併せて「行政評価」や「部局運営方針」などの行政マネジメントシステムを活用しながら、成果を重視しつつ、持続可能な市政運営を確立していくことが求められています。

加えて、この先、人口減少や少子高齢化が更に進む中においては、自治体単独での現行の行政サービスを維持することが困難になることが懸念されており、限られた人員や財源といった行政資源を効率的に活用することが求められています。このような中、本市は柳川市、みやま市、荒尾市、南関町及び長洲町との間で「定住自立圏」の取組みを進めており、今後も圏域の「中心市」としての役割りを積極的に果たし、圏域自治体との連携を一層深めながら、圏域全体の魅力を高めていく必要があります。

2. 計画策定の趣旨及び位置付け等

平成23年には、国の地方分権改革推進計画に基づき地方自治法が改正され、議会の議決を経て、市町村が基本構想を策定する規定が削除されました。そのため、総合計画を策定するかどうか、またその役割りや位置付けについて、自治体が独自に判断することとなりました。

本市としましては、多様化・複雑化する地域課題に、柔軟かつ適切に対応し、戦略的な視点をもってまちづくりを行なっていくことができるよう、今後も引き続き、総合計画を市政運営のビジョンとして示しながら、市民と行政が目指す姿を共有し、まちづくりを進めていくことが肝要であると考えます。

そこで、本市の目指すべき明確な将来の姿とその実現に資する政策をまとめ、新たなまちづくりの指針となる「(仮称)第5次総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定することとしました。

また、総合計画は、新たに制定する(仮称)大牟田市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための市の最上位計画とし、分野毎に策定される個別計画については、総合計画と整合を図った計画とします。

3. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 総合計画の策定にあたっては、次の姿勢で計画策定に取り組みます。

①市民との協働による計画づくり

市民と行政との協働のまちづくりのルール化を目指した「大牟田市まちづくり基本条例」の制定の考え方を踏まえ、策定の各段階での作業や内容を積極的に情報提供し、広く市民の意見を聴くとともに、多様な市民意見反映の機会の確保に努め、市民と行政との協働による計画づくりを目指します。

具体的な手法としては、次のものを予定しています。

- ・市民意識調査の実施
- ・市民参加によるワークショップ等の実施
- ・各種団体等との意見交換会の開催
- ・パブリックコメントの実施
- ・総合計画審議会への市民委員の公募 等

②時代や地域のニーズに的確に対応した計画づくり

世界情勢や国・県の動向など社会情勢の変化の把握に努めるとともに、これからの時代や地域のニーズに的確に対応できる計画づくりを目指します。

また、地方分権時代に対応した市政を展開できる計画づくりを目指します。

③地域資源を活かした計画づくり

本市には、鉄道、九州縦貫自動車道、有明海沿岸道路及び三池港などの広域交通アクセスが充実しています。また、大蛇山や近代化産業遺産などは本市固有の財産です。これらの都市基盤や歴史、文化、産業及び自然環境など本市固有の貴重な財産を活かした計画づくりを目指します。

④目的・目標を明確にした計画づくり

総合計画の目指すところを市民にとってわかりやすく、達成目標を明確にした計画づくりを目指します。また、目的達成の手段となるよう、より効果的な事業の構築を目指します。その際には、計画策定に向け職員の積極的な参画を図り、全庁的に取り組みます。

- (2) (1) に掲げる市民との協働による計画づくり等を基本とし、市長の市政公約を反映させることにより、優先的・重点的に取り組む施策や事業を明確にします。

4. 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

市民のニーズや地域の課題、社会経済情勢などの時代の変化に柔軟に対応できる計画期間とします。

優先的・重点的に取り組む施策や事業については、市政公約と整合を図ることができるよう総合計画へ反映させることとします。

従って、総合計画の計画期間は、市長の任期と合わせた4年とします。

(2) 計画の構成

計画は以下の2つで構成します。

① (仮称) まちづくり総合プラン

まちのあるべき姿や望ましい姿を現した「都市像」を掲げます。この都市像は短期間で変わるものではなく、長期的視点で見ていくものであることから、目標年次を設定しないこととしますが、4年ごとに計画を策定する際には検証を行い、必要に応じて見直すこととします。

加えて、都市像を実現するために、平成28年度から31年度までの4年間に取り組む施策を体系的に示すこととし、施策の目的や優先的・重点的に取り組む主な事業等について記載します。

② (仮称) アクションプログラム

(仮称) まちづくり総合プランに掲げる施策の目的を実現するため、4年間で取り組む構成事務事業名等を示すこととします。

(仮称) アクションプログラムは、財政計画と整合を図った計画とします。

5. 計画策定の体制

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する機関とします。

◆設置根拠：(仮称) 大牟田市総合計画条例

(2) 総合計画策定会議

策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する組織とし、市長、副市長、部長(担当部長及び参与を含む。)、消防長、企業管理者、企業局長、教育長及び市議会事務局長をもって構成します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定会議規程

(3) 総合計画策定委員会

策定委員会は、計画策定作業の推進を図るため、策定会議を補佐する役割として、基礎資料等の調査検討や計画案のまとめ等を行う組織とし、各部局（契約検査室、消防本部、企業局、教育委員会事務局、各事務局を含む）の調整監及び課長等の職にある者の中から策定会議が選任します。

また、施策体系の検討を行う組織として、委員会の中に、策定ワーキング部会を設置します。各部局（契約検査室、消防本部、企業局、教育委員会事務局、各事務局を含む）の主査・主任級等の職にある者の中から策定委員会が選任します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定委員会設置要綱

(4) 庶務

総合計画の策定に関する庶務は、企画総務部において処理します。

6. 計画の決定

- (1) (仮称) まちづくり総合プランは、総合計画審議会の答申を経た後、市政公約との整合を図ったうえで、市議会の議決を経て決定します。
- (2) (仮称) アクションプログラムは、総合計画策定会議での議論の後、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市長が決定します。

7. 策定スケジュール (案)

◇平成 25～26 年度

年/月 項 目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
〈策定方針の決定〉 ・ 策定方針の検討 ・ 策定方針決定	→ ◆決定													
〈根拠条例の整備〉 ・ 条例案の作成			→					◆議決						
〈事前調査〉 ○現況・課題の把握 ・ 各部局ヒアリング ・ 職員アンケート ○コンサル委託 ・ 市民意識調査 ・ 各部局ヒアリング ・ 各種団体との意見交換 ・ 本市課題の抽出・整理 ・ 類似団体等の調査		→											→	
〈(仮称) まちづくり総合プラ〉 ○コンサル委託 ・ プラン素案策定支援 ・ 市民ワークショップ支援 ○プラン案の検討 ・ 策定会議・策定委員会 ・ 策定ワーキング ・ 総合計画審議会 (都市像部分)		→												
		→												

◇平成 27 年度

年/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目 〈(仮称) まちづくり総合プラン〉 ○プラン案の検討 ・策定会議・策定委員会 ・策定ワーキング ・総合計画審議会 (主要施策部分) ・パブリックコメント ・市議会全員協議会											◆ 議決・決定	
〈(仮称) アクションプログラム〉 ○プログラム案の検討 ・策定会議 ・市議会全員協議会												◆ 決定

(仮称) 第5次総合計画策定体制

